

原油価格・物価高騰に関する農林漁業者の支援制度について

資金融資に関すること

対象者	制度の種類	制度の内容
農業者、林業者、漁業者	農林漁業セーフティネット資金	<p>社会的・経済的変化等により売り上げが減少し、資金繰りに支障を来している方は、経営の維持安定に必要な資金の融資が受けられます。((株) 日本政策金融公庫)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 融資限度額・・・600万円（特認：年間経営費等の6/12以内）、特例1，200万円（特認：年間経営費等の12/12以内）ただし、その他の融資とは通算しない。</li> <li>2. 融資利率・・・金利情勢により異なります。</li> <li>3. 融資期間・・・15年以内（据置期間3年以内）</li> <li>4. 担保・・・実質無担保（担保は融資対象物件に限る。運転資金の場合は不要。）</li> <li>5. 保証人・・・実質無保証</li> </ol>
農業者、林業者、漁業者	農林漁業施設資金	<p>経営環境の変化に対応するために必要な共同利用施設等の施設資金について、融資が受けられます。((株) 日本政策金融公庫)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 融資限度額・・・負担額の80%</li> <li>2. 融資利率・・・金利情勢により異なります。</li> <li>3. 融資期間・・・10～25年以内（据置期間は3～5年以内）</li> </ol>
農業者	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	<p>農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得等の資金が必要な方は融資を受けられます。((株) 日本政策金融公庫)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 融資限度額・・・個人 3億円、法人 10億円</li> <li>2. 融資利率・・・金利情勢により異なります。</li> <li>3. 融資期間・・・25年以内（据置期間10年以内）</li> <li>4. 担保・・・実質無担保（担保は融資対象物件に限る。運転資金の場合は不要。）</li> <li>5. 保証人・・・実質無保証人</li> </ol>
農業者	農業近代化資金	<p>畜舎、農機具など農業用の機械・施設等の改良、造成、復旧又は取得のための資金が必要な方は融資を受けられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 融資限度額・・・個人 1,800万円、法人 2億円</li> <li>2. 融資利率・・・金利情勢により異なります。</li> <li>3. 融資期間・・・認定農業者 15年以内（据置期間7年以内）、一般農業者 15年以内（据置期間3年以内）</li> </ol>

対象者	制度の種類	制度の内容
農業者	経営体育成強化資金	<p>農地等の取得、改良、造成等の資金が必要な方は融資を受けられます。((株)日本政策金融公庫)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 融資限度額・・・負担額の80% (※個人1.5億円、法人・団体5億円が上限)</li> <li>2. 融資利率・・・金利情勢により異なります。</li> <li>3. 融資期間・・・25年以内 (据置期間3年以内)</li> <li>4. 担保・・・実質無担保 (担保は融資対象物件に限る。運転資金の場合は不要。)</li> <li>5. 保証人・・・実質無保証人</li> </ol>
農業者	農業経営負担軽減支援資金	<p>償還負担の軽減を図る資金が必要な方は融資を受けられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 融資限度額・・・営農負債の残高</li> <li>2. 融資利率・・・金利情勢により異なります。</li> <li>3. 融資期間・・・10年以内 (据置期間は3年以内)</li> <li>4. 担保・・・実質無担保</li> <li>5. 保証人・・・実質無保証人</li> </ol>
農業者	就農支援資金の支払猶予	<p>就農支援資金の償還が困難になった方は、支払猶予が受けられます。ただし、法定据置期間及び償還期限内となっています。</p>
農業者	農業近代化資金の据置期間及び償還期限の延長	<p>農業近代化資金の償還が困難になった方は、据置期間及び償還期限の延長が受けられます。ただし、法定据置期間及び償還期限内となっています。</p>
林業者	林業改善資金の支払猶予	<p>林業・木材産業改善資金を既に借り受けている方は、定期償還金の償還猶予が受けられます。ただし、法定据置期間内及び償還期限内となっています。</p>
漁業者	漁業近代化資金	<p>沿岸漁業者の経営の近代化を図るため、漁船や推進機関、水産物加工施設等の取得や改良等に必要な資金を融資する制度です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 融資限度額・・・漁業(漁船漁業・養殖業)を営む個人 9千万円          養殖を営む法人 3億6千万円</li> <li>2. 融 資 率・・・事業費の80%以内</li> <li>3. 融資利率・・・金利情勢により変動</li> <li>4. 融資期間・・・5～20年以内、据置期間2～3年以内</li> </ol>
漁業者	沿岸漁業改善資金	<p>沿岸漁業者の経営改善や生活改善等を図るための施設又は設備導入及び、青年漁業者の養成に必要な資金を融資する制度です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 融資限度額・・・貸付内容に応じて限度額有り          ※1 沿岸漁業者ごとの貸付限度額は総額5千万円</li> <li>2. 融資利率・・・無利子</li> <li>3. 融資期間・・・2～10年以内、据置期間3年以内</li> </ol>